告　示

埼玉県告示第十八号

埼玉県土地利用基本計画を平成二十七年一月六日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年一月九日

埼玉県知事　上　田　清　司

北葛飾郡杉戸町の区域

別図のとおり、農業地域二十四ヘクタールを縮小